

# 市民からの交通安全施設関連要望の適正管理

(道路反射鏡(カーブミラー)、防護柵設置の優先順位設定評価基準)

平成28年6月

焼 津 市  
(建設部 道路課)

## 目次

概要	.....	1
1.はじめに		
2.目的		
3.評価対象		
交通安全施設関係		
優先順位の判定フロー	.....	2
道路反射鏡(カーブミラー)設置		
評価項目、内容、基準について		
設置評価	.....	3
優先順位評価	.....	4
防護柵設置		
評価項目、内容、基準について		
設置評価	.....	5
優先順位評価	.....	6
整備時期について	.....	7

## 概要

### 1.はじめに

焼津市は、県内の市町の中で人口10万人当たりの交通事故件数が依然として多く、交通事故の削減が喫緊の課題です。交通事故防止対策としては、「自らの安全は自らが守る」の原点に立って、市民一人ひとりが交通ルールと交通マナーを順守することは勿論ですが、交通事故の起きにくい環境整備として、歩行帯や道路反射鏡(カーブミラー)などの交通安全施設の整備を進め、安全で円滑な道路通行の確保に努めているところです。

道路反射鏡(カーブミラー)及び防護柵等の設置については、主に地域の皆さまからご要望をいただき、調査・調整を重ねた上で、道路事情及び財政事情に合わせて実施しているところですが、要望手法も様々でまた数多くの要望が寄せられる中で、より効果的で効率的な交通安全施設の設置を進めていくための公平・公正な基準を明示することが必要となっています。

### 2.目的

交通安全施設設置に対する要望について、統一した優先順位設定評価基準を作成することにより、優先度を見極めながら、効果的・効率的な交通安全施設の整備を行うことを目的とするものです。

### 3.評価対象

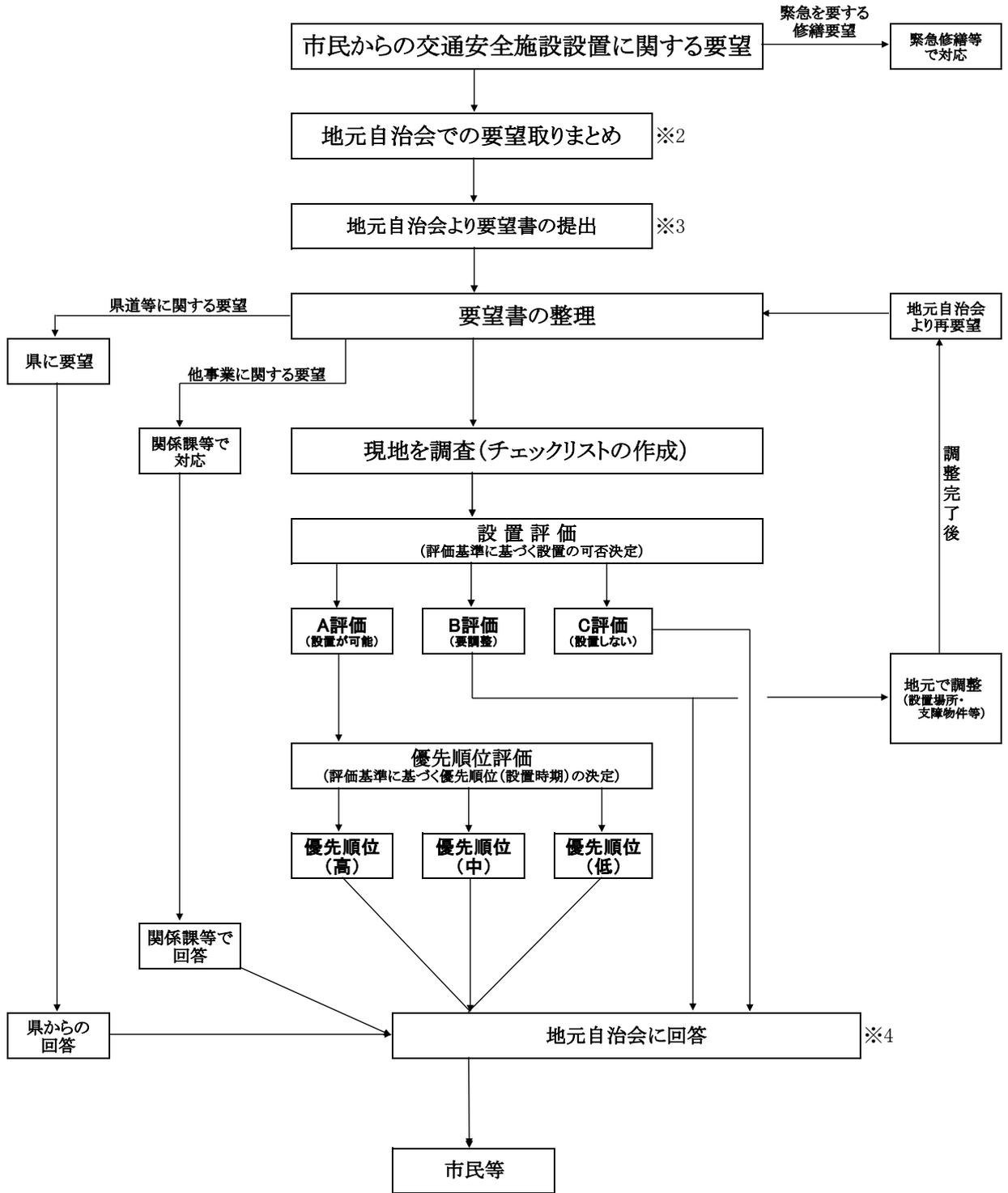
- (1) 焼津市が管理する道路(以下「市道等」)のうち、交通安全施設関係(道路反射鏡(カーブミラー)及び防護柵設置)の要望
- (2) 道路反射鏡(カーブミラー)の設置は、交差点部については「市道等と公道(市道等、県道、国道)」、「市道等と通り抜けできる私道」、単路部は「市道等」を対象とする。

#### ※ 対象外とする要望

- (1) 交通安全施設のうち、カラー舗装及び白線等の路面標示並びに道路照明灯等の道路附属施設の設置に関するもの
- (2) 街路事業及び土地区画整理事業等の他事業に関するもの
- (3) 修繕、緊急を要するもの

# 交通安全施設設置の要望における評価の判定フロー ※1

【道路反射鏡(カーブミラー)、防護柵】



※1 優先順位の判定フローは、自治会等から提出された交通安全施設設置要望について、市としての設置の可否及び優先順位を決定する流れを示したものです。

※2 交通安全施設設置の要望は、自治会内で複数の要望があった場合には、自治会内で優先順位を付け整理した上で要望書を提出してください。(市民個々の要望については、自治会経由で提出していただく。)

※3 当該年度の要望受付は、随時行います。

※4 要望評価の結果は、随時回答します。

## 道路反射鏡(カーブミラー)設置要望に対する評価項目・内容・基準について

### ◎設置評価

【現場状況等を調査し、下記4項目による評価を行い設置の可否を決定する。】

#### 現道状況(緊急度)

整理番号	項目	評価基準		詳細
1	視認性 ※	A	25	交差する道路に入らないと左右の確認ができない。 (見えない)
		B	7	交差する道路に接しないと左右の確認ができない。 (見えにくい)
		C	1	交差する道路から下がった位置で左右の確認ができる。 (見える)

※視認性の評価が「C」となった場合は、原則として道路反射鏡の設置はできません。

#### 現道状況(環境性)

整理番号	項目	評価基準		詳細
2	交通規制	A	25	一時停止の交通規制がかけられている。 (T字交差点、単路部は除く)
		C	1	一時停止の交通規制がかけられていない。
3	設置場所	A	25	通行に支障とならない設置場所がある。 (民地内への設置の場合、土地所有者の承諾を得ている。)
		B	7	若干通行に支障となるが設置場所がある。 (民地内への設置の場合、土地所有者の承諾を得ている。)
		C	1	設置場所がない。

#### その他(地元の協力)

整理番号	評価項目	評価基準		詳細
4	沿線住民の協力	A	25	地元自治会等からの要望書があり、かつ周辺住民全員の同意(同意書)があり、民地内への設置等について地元の協力が得られている。
		B	7	地元自治会等からの要望書があり、概ね地元の理解が得られている。
		C	1	地元自治会等からの要望書の提出がない。

設置評価	評価区分		評価基準
	A	設置を計画する。 (優先順位の評価を行う。)	100点～60点以上
	B	今回の要望では設置しない。 ※地元調整(設置場所等)、交通規制後に再評価する。 (優先順位の評価を行わない。)	59点以下～40点以上
	C	設置しない。 (優先順位の評価を行わない。)	39点以下

◎優先順位評価

【設置評価により評価が「A」となった要望について、下記6項目に基づく優先順位評価を行う。】

現道状況(緊急度)

整理番号	評価項目	評価基準		詳細
1	車両の交通量	A	20	一日を通じて交通量が多い。
		B	10	朝夕の交通量は多いが、一日を通じては中程度である。 (沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行がある。)
		C	1	交通量が少ない。 (沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。)
2	歩行者・自転車の交通量	A	20	一日を通じて交通量が多い。
		B	10	朝夕の交通量は多いが、一日を通じては中程度である。 (沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行がある。)
		C	1	交通量が少ない。 (沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。)
3	通学路	A	15	要望箇所の全区間が通学路に指定されている。
		B	7	要望箇所の一部区間が通学路に指定されている。
		C	1	要望箇所は通学路に指定されていない。
4	事故履歴	A	20	過去3年間のうちに交通事故の発生件数が3件以上である。
		B	10	過去3年間のうちに交通事故の発生件数が1～2件である。
		C	1	過去3年間のうちに交通事故が発生していない。

現道状況(環境性)

整理番号	評価項目	評価基準		詳細
5	公共施設からの距離	A	20	学校等の公共施設までの距離が500m未満である。
		B	10	学校等の公共施設までの距離が500m以上1000m未満である。
		C	1	学校等の公共施設までの距離が1000m以上である。
6	他事業との関連	A	5	要望箇所の全区間が国、県及び市等で計画されている整備事業に関連している。
		B	3	要望箇所の一部区間が国、県及び市等で計画されている整備事業に関連している。
		C	1	要望箇所は国、県及び市等で計画されている整備事業に関連していない。

優先順位	評価区分		評価基準
	高	優先順位が高い。	
	中	優先順位は中位。	100点～60点以上
	低	優先順位が低い。	59点以下～40点以上
			39点以下

## 防護柵設置要望に対する評価項目・内容・基準について

### ◎設置評価

【現場状況等を調査し、下記4項目による評価を行い設置の可否を決定する。】

#### 現道状況(緊急度)

整理番号	評価項目	評価基準		詳細
1	段差	A	70	道路下までの段差が2m以上ある。
		B	50	道路下までの段差が1.5m以上2m未満である。
		C	35	道路下までの段差が1m以上1.5m未満である。
		D	1	道路下までの段差が1m未満である。
2	路肩部の余裕	A	10	路肩の余裕幅が50cm未満である。
		B	8	路肩の余裕幅が50cm以上1m未満である。
		C	1	路肩の余裕幅が1m以上である。

#### 現道状況(環境性)

整理番号	評価項目	評価基準		詳細
3	支障物件の有無	A	10	不法占用橋等の障害物件がない。
		B	8	不法占用橋等があるが障害とならない。
		C	1	不法占用橋等の障害物件がある。

#### その他(地元の協力)

整理番号	評価項目	評価基準		詳細
4	沿線住民の協力	A	10	地元自治会等からの要望書があり、要望区間沿線住民全員の同意(同意書)があり、障害物件撤去等について地元の協力が得られている。
		B	8	地元自治会等からの要望書があり、概ね地元の理解が得られている。
		C	1	要望区間沿線住民の同意(同意書)がない。

設置評価	評価区分		評価基準
	A	設置を計画する。 (優先順位の一次評価を行う。)	100点～60点以上
	B	今回の要望では設置しない。 ※地元調整(障害物件の撤去)後に再評価する。 (優先順位の評価を行わない。)	59点以下～40点以上
	C	設置しない。 (優先順位の評価を行わない。)	39点以下

◎優先順位評価

【設置評価により評価が「A」となった要望について、下記6項目に基づく優先順位評価を行う。】

現道状況(緊急度)

整理番号	評価項目	評価基準		詳細
1	車両の交通量	A	20	幹線道路で一日を通じて交通量が多い。
		B	10	朝夕の交通量は多いが、一日を通じては中程度である。沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行がある。
		C	1	交通量が少ない。沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
2	歩行者・自転車の交通量	A	20	一日を通じて交通量が多い。
		B	10	朝夕の交通量は多いが、一日を通じては中程度である。沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行がある。
		C	1	交通量が少ない。沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
3	通学路	A	15	要望箇所の全区間が通学路に指定されている。
		B	7	要望箇所の一部区間が通学路に指定されている。
		C	1	要望箇所は通学路に指定されていない。
4	事故履歴	A	20	転落事故が発生している。(毎年、連続して発生している)
		B	10	過去3年間に転落事故が発生した。
		C	1	転落事故がない。

現道状況(環境性)

整理番号	評価項目	評価基準		詳細
5	公共施設からの距離	A	20	学校等の公共施設までの距離が500m未満である。
		B	10	学校等の公共施設までの距離が500m以上1000m未満である。
		C	1	学校等の公共施設までの距離が1000m以上である。
6	他事業との関連	A	5	要望箇所の全区間が国、県及び市等で計画されている整備事業に関連している。
		B	3	要望箇所の一部区間が国、県及び市等で計画されている整備事業に関連している。
		C	1	要望箇所は国、県及び市等で計画されている整備事業に関連していない。

優先順位	評価区分		評価基準
	高	優先順位が高い。	
	中	優先順位は中位。	100点～60点以上
	低	優先順位が低い。	59点以下～40点以上
			39点以下

## 整備時期について

原則として要望年度から設置を計画し、概ね3年以内を目途に、優先順位が高いものから順次設置する。

### 附則

- 1 この評価基準は、平成24年4月3日から適用する。
- 2 この評価基準は、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを図るものとする。

### 附則

この評価基準は、平成28年6月1日から適用する。